

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

令和4年11月28日

宮城県大河原土木事務所長



- 1 指定番号 第1128号（大河原土木事務所）
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号
- 3 指定の年月日 令和4年11月28日
- 4 指定道路の位置

柴田郡柴田町船岡東二丁目403番1の一部，403番2の一部

5 指定道路の延長及び幅員

- | | | |
|-----|--------|---------------|
| (イ) | (1) 幅員 | 6.00 ~ 6.02 m |
| | (2) 延長 | 53.07 m |
| (ロ) | (1) 幅員 | 4.00 m |
| | (2) 延長 | 6.50 m |

担当：建築班

(tel:0224-53-3918)